

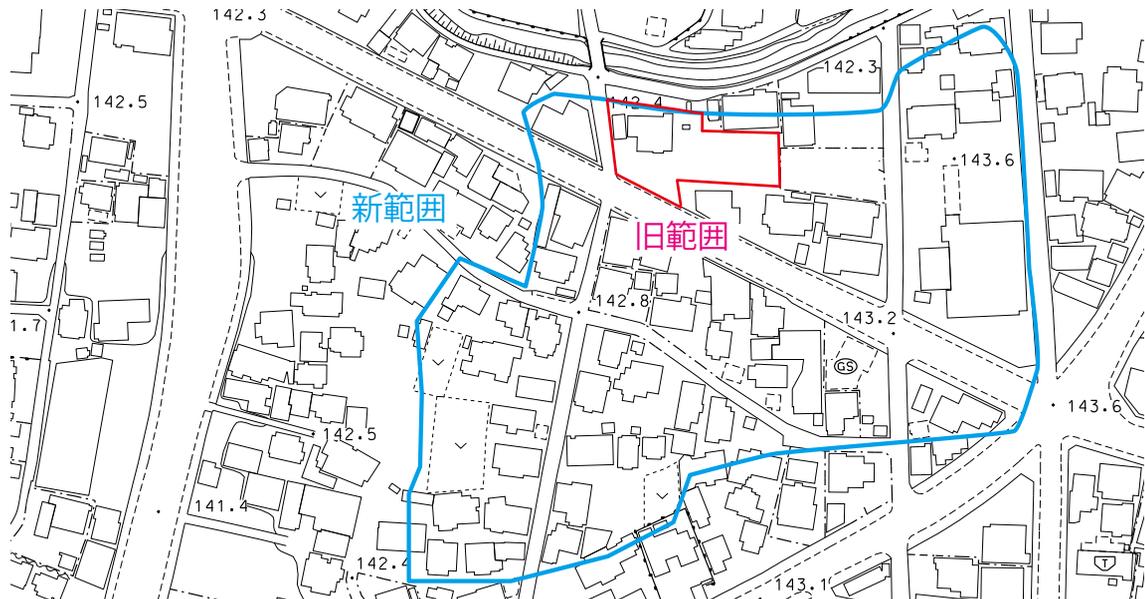
新登録遺跡記入カード		1 新発見	2 周知遺跡変更
ふりがな 遺跡名	みなみおやしきあと 南御屋舗跡	周知遺跡の場合	M1016
		遺跡番号	
所在地	都城市 大字 姫城町 3165-1 ほか		
立地	沖積地 台地 河岸段丘 河川敷 丘陵 その他( )		
種別	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡( )		
時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )		
現況	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 社寺 その他( )		
遺構			
遺物			
特記事項			
変更等の具体的理由	当該遺跡は18世紀中頃におかれた都城領主の別邸である。平成27年度に実施した発掘調査、平成28年度に実施した報告書作成過程において、古絵図・空中写真(昭和22年)・地籍図の検討及び現地踏査を実施した。その結果、屋敷地の範囲が推定できたため、遺跡の範囲を拡大する。		

遺跡の範囲を示す地図(国土地理院25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。

遺跡の範囲を示す地図 (1/2500) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。